

## 白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市建蔽率制限地区（松任東部）地区計画を次のように変更する。

### 1 地区計画の方針

名 称	白山市建蔽率制限地区（松任東部）地区計画	
位 置	白山市橋爪町、長竹町、青葉台一丁目及び青葉台二丁目の各一部	
面 積	約 1 2 . 0 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、松任地域の中心市街地の東部に位置し、一団の市街地が形成されている地区であり、今後も健全な市街地の維持保全に努めることとしている。</p> <p>本計画は、良好な景観の保全と快適な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の土地利用は、良好な景観の保全と快適な居住環境の形成に努める。</p> <p>第一種住居地域については、住宅地を主体に住環境の保全に支障のない小規模な店舗等を許容しながら、利便性の高い市街地の形成を図る。</p> <p>準工業地域については、住宅、店舗・事務所、軽工場等が混在していることから、住環境に支障ない工場等を許容しながら、周辺住宅地の居住環境の保全に努める。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺景観等との調和に配慮しながら、ゆとりある地区の形成が図れるよう制限を行う。</p> <p>○建築物の建蔽率の最高限度</p>

### 2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項に	建築物の建蔽率の最高限度	<p>7 0 %</p> <p>（ただし、建築基準法第 5 3 条第 3 項第 2 号に定める建築物については、8 0 %とする。）</p>
--------	-------------	--------------	--

「区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

都市計画法の一部が改正され、用語の整理による「建蔽率」の表記変更があったため、地区計画においても同一の表記とするため地区計画を変更する。